

令和8年5月14日

件名： 第6号 河川水質分析業務委託

質 疑 回 答 書

NO	質 疑	回 答
1	<p>仕様書 5.その他 「常に分析精度が保たれるよう努めること。」とありますが、生活環境項目に関しては、（一社）日本環境測定分析協会が実施する「ISO/IEC17043（JIS Q 17043）に基づく技能試験」の「水中の生活環境項目試験」へ参加、PFOSおよびPFOAに関しては、（一社）日本環境測定分析協会（UTA研）が実施する「水質中PFAS分析共同実験」または（一社）日本環境測定分析協会が実施する「UILI-ILP国際技能試験：PFAS」へ参加していること、および参加（結果）の報告が必要と考えますが、どうでしょうか。</p>	<p>生活環境項目に関しては、必ずしも左記の試験に参加していなければならないということはありません。 また、PFOSおよびPFOAに関しては、必ずしも左記の試験又は実験に参加していなければならないということはありません。よって、参加（結果）の報告も必要ありません。</p>
2	<p>「再委託については、原則として禁止する」とありますが、主たる業務である「分析業務」については、再委託を認めないとの認識でよろしいでしょうか。 もし、分析業務について再委託を認める場合は、上記記載の精度管理が担保されている資料を再委託先から入手し、提出することを条件とするという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書にあるすべての業務を再委託することは禁止しますが、業務の一部を再委託することは、委託者（本市）との協議により、許可する場合があります。 分析業務の再委託の場合は、協議のうえ、一定の資料の提出を求める場合があります。</p>
	<p>(以下余白)</p>	